

[事案 2024-228] 死亡保険金増額請求

・令和7年5月9日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険金の追加支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月に銀行を募集代理店として契約した米ドル建終身保険について、死亡保険金額（すべて円での支払いを選択）が、死亡保険金請求書が保険会社に到着した日の為替レートで計算されているが、被保険者の死亡日の為替レートで計算しないのは不当であることから、死亡保険金受取額試算書記載の金額と、完備された死亡保険金の請求書受領日の為替レートで計算された支払済みの死亡保険金との差額分の追加支払を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 死亡保険金受取額試算書は、あくまでも試算書であり、確定した金額であるとの記載はされていない。
- (2) 指定通貨以外の通貨で支払う場合、つまり本件では全て円で死亡保険金を支払う場合には、ドルで指定していた部分については、完備した死亡保険金の請求書類が当社に到着した日の当社の定める為替レートをを用いて換算することを明記している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金の試算書受領の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。